

公 告 第 199 号
令 和 5 年 3 月 10 日

被 保 険 者 各 位

三越伊勢丹健康保険組合
理 事 長 藤 森 健 至
(公 印 省 略)

諸 規 程 の 一 部 変 更 に つ い て

このたび、下記のとおり規程を一部変更しましたので、公告いたします。

記

1. 「個人情報保護管理規程」の一部を別紙「新旧条文対照表」のとおり変更する。
2. 「被扶養者健康診査利用規程」の一部を別紙「新旧条文対照表」のとおり変更する。
3. 「任意継続被保険者健康診査利用規程」の一部を別紙「新旧条文対照表」のとおり変更する。
4. 「予防接種利用規程」の一部を別紙「新旧条文対照表」のとおり変更する。

附 則

この規程の変更は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

以上

新旧条文対照表

変更後

変更前

三越伊勢丹健康保険組合個人情報保護管理規程
別表1 三越伊勢丹健康保険組合が保有する個人情報

三越伊勢丹健康保険組合個人情報保護管理規程
別表1 三越伊勢丹健康保険組合が保有する個人情報

個人情報の種類	情報の内容
適用関連	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者番号及び被保険者記号・番号、氏名、生年月日、性別、個人番号、<u>住所所在地等連絡先</u> ・資格取得・喪失日、報酬・賞与実績、被扶養者有無、前年度収入額 ・その他被保険者等にかかる情報 *被扶養者の場合、上記に加え被保険者本人との生計維持関係を示す情報（続柄・同居有無等）
保険給付関連（現物）	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬明細書（レセプト）記載情報 【診療年月日・日数、受診医療機関名称・所在地、傷病名、診療内容、医療費等にかかる情報、その他被保険者等にかかる情報】
保険給付関連（現金）	<ul style="list-style-type: none"> ・療養費、移送費関連 【治療用装具内容・装着日、柔道整復師・あんま・はり・きゅう・マッサージ師等にかかる情報、移送経緯・費用、申請理由等、その他被保険者等にかかる情報】
	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金関連 【傷病名、労務不能期間、労務不能期間中の報酬額、年金受給額、出勤状況、医師の意見にかかる情報、その他被保険者等にかかる情報】
	<ul style="list-style-type: none"> ・出産手当金・出産育児一時金関連 【出産日、出勤状況、休業期間中の報酬額、出産への処置にかかる情報、その他被保険者等にかかる情報】
	<ul style="list-style-type: none"> ・埋葬料（費）関連 【死亡年月日、埋葬に要した費用、その他被保険者等にかかる情報】
保健事業関連	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査、保健指導関連 （特定健康診査・特定保健指導・事業所とのコラボヘルスを含む） 【受診年月日、健診機関名称・所在地、健診・問診結果、指導結果、その他被保険者等にかかる情報】

個人情報の種類	情報の内容
適用関連	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者番号及び被保険者記号・番号、氏名、生年月日、性別、個人番号 ・資格取得・喪失日、報酬・賞与実績、被扶養者有無、前年度収入額 ・<u>その他被保険者等にかかる情報</u> *被扶養者の場合、上記に加え被保険者本人との生計維持関係を示す情報（続柄・同居有無等） *<u>任意継続被保険者の場合、上記に加え住所所在地等連絡先</u>
保険給付関連（現物）	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬明細書（レセプト）記載情報 【診療年月日・日数、受診医療機関名称・所在地、傷病名、診療内容、医療費等にかかる情報、<u>その他被保険者等にかかる情報</u>】
保険給付関連（現金）	<ul style="list-style-type: none"> ・療養費、移送費関連 【治療用装具内容・装着日、柔道整復師・あんま・はり・きゅう・マッサージ師等にかかる情報、移送経緯・費用、申請理由等、<u>その他被保険者等にかかる情報</u>】
	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金関連 【傷病名、労務不能期間、労務不能期間中の報酬額、年金受給額、出勤状況、医師の意見にかかる情報、<u>その他被保険者等にかかる情報</u>】
	<ul style="list-style-type: none"> ・出産手当金・出産育児一時金関連 【出産日、出勤状況、休業期間中の報酬額、出産への処置にかかる情報、<u>その他被保険者等にかかる情報</u>】
	<ul style="list-style-type: none"> ・埋葬料（費）関連 【死亡年月日、埋葬に要した費用、<u>その他被保険者等にかかる情報</u>】
保健事業関連	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査、保健指導関連 （特定健康診査・特定保健指導・事業所とのコラボヘルスを含む） 【受診年月日、健診機関名称・所在地、健診・問診結果、指導結果、<u>その他被保険者等にかかる情報</u>】

新旧条文対照表

変 更 後	変 更 前
<p data-bbox="268 324 655 398">三越伊勢丹健康保険組合 被扶養者健康診査利用規程</p> <p data-bbox="140 436 264 463">第1条 略</p> <p data-bbox="145 499 264 526">(利用資格)</p> <p data-bbox="140 528 791 649">第2条 家族健診を利用できる者の年齢は、<u>当該年度12月 末日</u>において30歳以上の組合の被扶養者であり、か つ、実施当日に被扶養者の資格を有している者とし る。</p> <p data-bbox="129 701 349 728">第3条～第8条 略</p> <p data-bbox="129 864 188 891">附則</p> <p data-bbox="129 898 679 925">この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p data-bbox="956 324 1343 398">三越伊勢丹健康保険組合 被扶養者健康診査利用規程</p> <p data-bbox="818 436 943 463">第1条 略</p> <p data-bbox="823 499 943 526">(利用資格)</p> <p data-bbox="818 528 1482 616">第2条 家族健診を利用できる者の年齢は、<u>当該年度末日</u>に おいて30歳以上の組合の被扶養者であり、かつ、実 施当日に被扶養者の資格を有している者とする。</p> <p data-bbox="818 701 1038 728">第3条～第8条 略</p>

新旧条文対照表

変 更 後	変 更 前
<p data-bbox="199 324 715 403">三越伊勢丹健康保険組合 任意継続被保険者健康診査利用規程</p> <p data-bbox="140 436 263 465">第1条 略</p> <p data-bbox="146 499 263 528">(利用資格)</p> <p data-bbox="140 530 785 649">第2条 任継健診を利用できる者の年齢は、<u>当該年度12月 末日</u>において30歳以上の任継被保険者であり、か つ、実施当日に任継被保険者の資格を有している者と する。</p> <p data-bbox="130 694 349 723">第3条～第8条 略</p> <p data-bbox="130 855 188 884">附則</p> <p data-bbox="130 889 678 918">この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p data-bbox="879 324 1394 403">三越伊勢丹健康保険組合 任意継続被保険者健康診査利用規程</p> <p data-bbox="809 436 932 465">第1条 略</p> <p data-bbox="815 499 932 528">(利用資格)</p> <p data-bbox="809 530 1469 618">第2条 任継健診を利用できる者の年齢は、<u>当該年度末日</u>に おいて30歳以上の任継被保険者であり、かつ、実施 当日に任継被保険者の資格を有している者とする。</p> <p data-bbox="809 694 1027 723">第3条～第8条 略</p>

新旧条文対照表

変 更 後	変 更 前
<p>三越伊勢丹健康保険組合 予防接種利用規程</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(利用施設)</p> <p>第5条 予防接種は、<u>以下のいずれかの施設</u>にて行うものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">①<u>組合の指定施設（事業所が予防接種を依頼した医療機関を含む）</u></p> <p style="margin-left: 20px;">②<u>加入者の希望する医療機関</u></p> <p>(削る)</p> <p>(利用方法)</p> <p>第6条 <u>組合の指定施設での予防接種を利用しようとする者は、組合若しくは事業所の指示に従い、あらかじめ申し込みをしなければならない。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">2 <u>加入者の希望する医療機関での予防接種を利用し、費用補助を希望する者は、接種後に組合の指定する方法にて申請しなくてはならない。</u></p> <p>(費用負担)</p> <p>第7条 前条第1項による接種については、一部負担額を1,000円とし、その差額を組合が負担する。</p> <p style="margin-left: 20px;">2 前条第2項による接種については、組合は<u>接種費用総額につき2,500円を上限として補助する。なお、接種費用総額が2,500円に満たない場合は、組合はその額までを補助する。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>三越伊勢丹健康保険組合 予防接種利用規程</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(利用施設)</p> <p>第5条 予防接種は、<u>組合の指定施設若しくは事前に承認を得た医療機関等</u>にて行うものとする。なお、<u>組合の指定施設とは、事業所が主体となり実施委託を依頼した施設を含むものとする。</u></p> <p>(利用方法)</p> <p>第6条 <u>予防接種を利用しようとする者は事前に組合に申込み、その承認を得なければならない。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">2 <u>組合の指定する施設での予防接種を利用しようとする者は、組合若しくは事業所の指示に従い、あらかじめ申し込みをしなければならない。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">3 <u>組合の指定する施設での予防接種が利用できない場合、組合の指定する方法により事前申請をおこない、承認を受けなくてはならない</u></p> <p>(新設)</p> <p>(利用料)</p> <p>第7条 前条第2項による接種については、<u>その一部負担額を1,000円とし、その差額を組合が負担する。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">2 <u>前条第3項による接種については、組合は2,500円を上限として負担する。その差額は加入者負担とし、また接種費用の総額が2,500円に満たない場合には、組合はその額までを負担する。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">3 <u>利用料を組合が負担する回数は、一加入者に対し、年度内に1回までとする。</u></p> <p>(一部負担額の支払い)</p> <p>第8条 <u>組合の指定する施設で接種した者は、一部負担額を施設の定める方法において支払う。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">2 <u>事前承認を得た医療機関で接種した者は、その全額を立て替えて医療機関に支払う。一部負担額を除いた組合負担額の請求は、組合指定の Web</u></p>

変更後	変更前
<p>(利用回数) <u>第8条 組合が費用負担する回数は、加入者1人につき、年度内に1回までとする。</u></p> <p>(補助金支給方法) <u>第9条 第6条第2項による接種を利用した者への補助金の支給は、次のいずれかの方法により支給する。</u> <u>(1)事業主を経由し、給与振込み</u> <u>(2)被保険者の指定する銀行口座への振込み</u></p> <p><u>第10条 (条数繰り下げ)</u></p> <p>附則 この規程は、令和5年4月1日より施行する。</p>	<p><u>によりおこなうものとする。なお、請求に当たっては費用全額が記載された領収書のアップロードを必須とし、また領収書にはインフルエンザ予防接種の費用であることが明記されていなくてはならない。また、この支給に当たっては、原則として事業主経由で支払うものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>第9条 略</u></p>